

令和6年度調布市年度限定型保育事業のご案内

調布市では、待機児童の緊急的な対策として、保育園等の利用内定見込みのない1歳児・2歳児を1年限定（令和6年4月から令和7年3月までの間で必要とする期間）でお預かりする「年度限定型保育事業」を実施します。実施保育園は市内の私立認可保育園（「5 本事業実施保育園」参照）です。申し込む場合は、この案内をよくお読みいただき、年度限定型保育事業の内容をご了解のうえ、お申込みください。

なお、本事業は当該年度限定の事業のため、次年度以降同一園の継続利用を確約するものではありません。令和7年3月で事業終了となるため、次年度に別途認可保育園の入園申込みが必要です。

★受付期間：

- 4月1日入園の場合：3月22日(金曜日)必着
- 5月1日入園の場合：4月12日(金曜日)必着
- 6月1日入園の場合：5月10日(金曜日)必着
- 7月1日入園の場合：6月14日(金曜日)必着
- 8月1日入園の場合：7月12日(金曜日)必着
- 9月1日入園の場合：8月16日(金曜日)必着
- 10月1日入園の場合：9月13日(金曜日)必着

(注)それ以降の入園は、園ごとの受入状況によって対応できる場合がありますので、直接ご連絡ください。

★提出書類

- 1：利用申請書（利用を希望する、本事業実施保育園（裏面「5」参照）に申請してください。）
- 2：利用不承認決定通知書の写し（※ 認可保育園入園申込を、三次募集から申請された場合は、利用者不承認決定通知書が届き次第、利用を希望する事業実施保育園ごとに提出してください。）

★申請方法：利用を希望する事業実施保育園ごとに申請してください。

※利用申請書の希望保育所名欄は、希望するすべての保育園（最大3箇所まで）をご記入ください。

なお、「宛先」については、提出先ごとの宛先を記入し、ご提出ください。

※4箇所以上の園に申請書を提出した場合は、**すべての申請が無効**となります。

<問合せ先>

- (1) 事業概要に関すること 042-481-7106（調布市子ども政策課）
Email：kodomo@city.chofu.lg.jp
- (2) 提出方法、各保育園の保育内容に関すること 本事業を実施する各保育園（裏面参照）

1 事業の内容

調布市では、調布市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育園の待機児童対策に取り組んでいますが、依然として1歳児・2歳児の受入枠が不足しています。また、既存の認可保育園では、入園状況によっては受入枠に空きが生じていることがあります。

本事業は、この空きスペース等を活用して、1歳児・2歳児を1年限定でお預かりする事業です。

保育内容は、他の園児と同様の保育です。なお、各園の状況により、空きクラスを利用して保育を実施する場合か、他の園児と一緒に保育をする場合の、いずれかの方法により保育が実施されます。

2 対象児童

- (1) 調布市在住者（年度途中転出者の継続利用不可）
- (2) 認可保育園申込で不承認となっており、認証保育所等、その他認可外施設に入園決定していない者
- (3) 年度の初日における年齢が1歳または2歳の児童であること

3 費用負担

- (1) 基本保育料（月額） 44,000円
- (2) 延長保育料

延長区分	月額	日額
午後7時まで	3,500円/月	700円/回
午後8時まで	12,000円/月	2,400円/回

※ それぞれの延長区分で、一月につき、6回以上利用した場合でも、月額以上に徴収されることはありません。

※ 保育料の支払方法は、利用決定した実施施設の支払方法及び期日により、支払をお願いします。

(3) 無償化・多子負担軽減

本事業を利用するお子さんが以下の区分に該当する場合は、基本利用料の助成制度（償還払）があります。手続き等の詳細については別途ご案内いたします。

区分	償還額
市民税非課税世帯	利用料相当額
市民税課税世帯の第2子以降	利用料相当額

4 利用後の手続き

利用決定者で次の利用区分に該当する方は、区分ごとの復職期日を厳守し、提出書類を提出期日までに提出してください。

利用区分	就労期限	提出書類	提出期日
育休復帰の場合	入園月の翌月1日まで	復職日記載の就労証明書	復職後2週間以内
就労内定の場合	入園日まで	就労証明書	就労開始後2週間以内
求職中の場合	入園後3か月以内	就労証明書	就労開始後2週間以内

※ 所定様式があるため、利用決定後、各保育園から案内があります。

5 本事業実施保育園

最新の実施保育園については市のホームページでご確認ください。

市ホームページ>子育て・教育>保育園・保育サービス>保育園でのその他事業>「令和6年度 調布市年度限定型保育事業の随時募集」

※ 先着順ではありませんので、内容をご確認のうえ、申込みを行ってください。

※ 開所時間や延長保育時間は、各保育園が認可保育園として実施する時間と同様です。



市ホームページ

6 申請後から利用までの流れについて

(1) 保育園から利用の可否通知及び内定者へ連絡 【随時ご連絡】

(2) 入園前健康診断・面接

(3) 内定保育園から最終利用決定通知【入園前健康診断・面接後】

※ 入園希望者が多くなることが予想されるため、入園前健康診断・面接後に辞退の無いようにお願いします。

また、事前に辞退する場合には、申請した保育園に、連絡をお願いします。

※ 内定園での、入園前健康診断や面接において、集団保育が困難と認められたときは、利用を保留とすることがありますので、予めご了承ください。

7 その他

(1) 本事業は、原則1年限定で実施する事業であり、本事業実施保育園での次年度以降の実施は未定のため、次年度に別途認可保育園の入園申込みが必要です。

(2) 次年度の認可保育園入園申込みでは、利用期間に応じて「1～2点」の調整指数（※）の加点対象となる場合があります（本事業で利用した保育園を次年度以降優先的に利用できるものではありません。）。

※ 調整指数の加点を受けるには、市役所保育課へ保育受託証明書、就労証明書（育休復帰の場合、復職日記載）の提出が必要になります。

※ 「令和6年度保育園等入園案内」P.16「第2表 調整指数表」の4または5をご参照ください。

(3) 年度途中に認可保育園、その他保育施設に入園が決定した児童や、市外転出した場合（市内に居住していないものを含む）は、本事業の利用ができなくなります。